

例規第14号

平成30年6月29日

部・課（隊・所）長
警察学校長 殿
警察署長

長野県警察本部長

審査基準等設定・公表要領の制定について

審査基準等の適正な管理を図るため、次のとおり審査基準等設定・公表要領を制定し、平成30年7月1日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

審査基準等設定・公表要領

第1 趣旨

この要領は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）の規定に基づき、行政庁が定めることとされている審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の設定及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査基準等の設定等

1 審査基準等の案の作成

(1) 公安委員会又は警察本部長が行政庁となる場合

審査基準等の案は、許認可等又は不利益処分に係る事務を主管する警察本部の所属長（以下「主管所属長」という。）が、審査基準及び標準処理期間の案については様式第1号により、処分基準の案については様式第2号により、それぞれ作成するものとする。

(2) 警察署長等が行政庁となる場合

事務の統一的な処理を確保するため、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が行政庁となる場合は、(1)の規定に準じて主管所属長が審査基準等の案を作成するものとする。

2 審査基準等の設定

(1) 公安委員会又は警察本部長が行政庁となる場合

ア 主管所属長は、作成した審査基準等の案について、公安委員会が行政庁となるものは公安委員会の、警察本部長が行政庁となるものは警察本部長の決裁を受け、審査基準等を設定するものとする。

イ 主管所属長は、審査基準等を設定したときは、その旨を警務課長及び警察署長に通知するものとする。

(2) 警察署長等が行政庁となる場合

ア 主管所属長は、作成した審査基準等の案について、警察本部長の決裁を受けるものとする。

イ 主管所属長は、警察本部長の決裁を受けた審査基準等の案について、警務課長及び警察署長等に通知するものとする。

ウ イの通知を受けた警察署長等は、これを審査基準等として設定する旨の意思決定を明確にしておくものとする。

3 審査基準等の改定

1及び2の規定は、審査基準等を改定する場合について準用する。

4 審査基準等の廃止

(1) 公安委員会又は警察本部長が行政庁となる場合

ア 主管所属長は、審査基準等を廃止する理由を明らかにし、公安委員会が行政庁となるものは公安委員会の、警察本部長が行政庁となるものは警察本部長の決裁を受け、当該審査基準等を廃止するものとする。

イ 主管所属長は、審査基準等を廃止したときは、その旨を警務課長及び警察署長に通知するものとする。

(2) 警察署長等が行政庁となる場合

ア 主管所属長は、審査基準等を廃止する理由を明らかにし、警察本部長の決裁を受け、その旨を警務課長及び警察署長等に通知するものとする。

イ アの通知を受けた警察署長等は、当該審査基準等を廃止する旨の意思決定を明確にしておくものとする。

第3 公表等

1 長野県警察ホームページによる公表

(1) 審査基準等は、長野県警察ホームページ運用要綱の制定について（平成13年12月18日例規第22号）に定めるところにより、長野県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するものとする。

(2) (1)の規定によるホームページへの掲載等の依頼は、警務課長が行うものとする。

2 県警ファイルサーバへの掲載

(1) 審査基準等は、ホームページに掲載するほか、県警ファイルサーバ特別フォルダ（以下「特別フォルダ」という。）に掲載するものとする。

(2) (1)の規定による特別フォルダへの掲載等の手続は、警務課長が行うものとする。

第4 審査基準等に関する問い合わせへの対応

1 審査基準等の閲覧に関する問い合わせ

(1) 県民等から、審査基準等の閲覧に関する問い合わせがあった場合は、ホームページにおいて公表している旨を教示するものとする。

(2) 閲覧希望者が、直接警察施設に来庁した場合は、当該閲覧希望者に対し、閲覧を希望する審査基準等を確認の上、当該審査基準等を特別フォルダから印字して提示するものとする。

2 審査基準等の内容に関する問い合わせ

審査基準等の内容に関する問い合わせがあった場合は、当該審査基準等の問い合わせ先欄に記載された警察本部所属を教示し、当該所属で対応するものとする。

第5 留意事項

1 主管所属長は、法令の制定又は改廃に適切に対応し、速やかに審査基準等の設定又改廃を行わなければならない。

2 主管所属長は、公表している審査基準等を定期的に点検し、常に最新のものとなるよう留意しなければならない。

(様式第1号) (第2関係)

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 :
根 拠 条 項 :
処 分 の 概 要 :
原権者(委任先) :
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 :
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :

(様式第2号) (第2関係)

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名 :
根 拠 条 項 :
処 分 の 概 要 :
原権者(委任先) :
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :